

県立倉吉東高等学校

三塁側ベンチテント設置工事

目次		
図面番号	図面名称	
A-01	表紙・目次	
A-02	特記仕様書(1)	
A-03	特記仕様書(2)	
A-04	付近見取図・配置図(全体)・面積表	S=1/800
A-05	平面図・立面図・断面図・求積図他	S=1/50・S=1/200



建築改修工事仕様書

I. 工事概要

1. 工事場所 倉吉市下田中町
2. 敷地面積 46,518.80 m²
3. 地域地区 都市計画地域 (●内・外) 市街化調整区域 (・内・外)
用途地域 (第1種中高層住居専用地域) 防火地域 ()

4. 建物概要

[illegible]

Ⅱ. 建築改修工事仕様

1. 共通仕様
- (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁官庁審判部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。ただし、改修標準仕様書に規定されている項目以外は、国土交通省大臣官庁官庁審判部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」（以下、「標準仕様書」という。）による。
 - (2) 請負者は、建築標準仕様に基づく完了検査（中間検査含む）の検査には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な資料等（報告書類）を用意する。
 - (3) 電気及び機械設備工事を本工事に含む場合、電気及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
2. 特記仕様
- (1) 項目は番号に○印のついたものを適用する。
 - (2) 特記事項は○印のついたものを適用する。
 - 印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
 - 印と※印のついた場合は共に適用する。
 - (3) 項目に記載【 】の内部表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
 - 【 】の内部表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
 - (4) ㊦印は、「図等による環境物品等の調達の実進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）の特定調達品目を示す判断の基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）」（環境省のホームページからダウンロード可能）による。
 - (5) 関係法令（条例を含む）の改正等により、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議を行うものとする。
 - (6) 材料及び製造所等の記載は順不同である。

章	項 目	特 記 事 項
① 一般共通事項	① 適用基準等	※ 建築工事標準詳細図（令和４年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（以下「標準詳細図」という） ※ 建築改修工事監理指針（令和７年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ※ 工事改良環境ガイドブック建築工事編及び解体工事編（令和５年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ・ 建築物解体工事標準仕様書（令和４年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ・ 建築工事監理指針（令和７年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
	② 官公庁その他への手続 [1. 1. 3]	工事の施工に伴い必要な官公署その他への手続き、検査に必要な資機材、労務等を提供する。
	③ 電気保安技術者 [1. 3. 3]	事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、電気主任技術者の業務を補佐する監督職員の指示に従い、当該現場における電気工作物の保安業務を行うものとする。なお、電気保安技術者の資格は標準仕様書第１編第３節 1. 3. 2 によるものとし、一般用電気工作物に係る工事についても、事業用電気工作物の場合と同様の業務を行うものとする。（施設契約電力： kW）
	④ 工事安全計画書 [1. 3. 7]	建築工事安全施工技術指針及び建設公災災害防止対策要綱を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。
	⑤ 発生材の処理等 [1. 3. 12]	・ 引渡しを要するもの（ ） ・ 特別管理産業廃棄物（ ） ・ 処理方法（ ） ・ 現場において再利用を図るもの（ ） ・ 再生資源化を図るもの ・ コンクリート塊 ・ アスファルトコンクリート塊 ・ 建設発生木材 ・ ＰＣＢ含有シーリング材の調査・処理 ・ 第一次判定 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 採取箇所 ※図示 採取箇所数 計 箇所 ・ 第二次判定 専門分析機関にてＰＣＢ含有量の分析を行う。 分析価数 計 箇所 ・ 除去処理工事 除去範囲 ※図示 ・ せつこうボードの処理 ・ 石綿含有せつこうボード 改修特記仕様書第９章による ・ ひ素・カドミニウム含有せつこうボード ・ 製造業者に回収委託 ・ 埋立処分（管理型最終処分場） 処分施設の名称・所在地（ ） ・ 石綿含有、ひ素・カドミニウム含有以外のせつこうボード ・ 再資源化（再資源化施設） ・ 最終処分（管理型最終処分場） 処分施設の名称・所在地（ ）
⑥ 環境への配慮 [1. 4. 1]	化学物質を放散させる建築材料等 1) 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング材、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ウリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上り塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジノープレート及びフタル酸ジノ－２エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④ 材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ない材料を使用したものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次の①又は②に該当する材料を指す。 2) ① 建築基準法施行令第20条の第7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド放散建築材料以外の材料	

</

<

③	保全に関する資料 [1. 9. 3]	下記のものをA4版ファイルに製本して監督職員に提出する。 ※ 主な主要資材、機器等のメーカー及び施工者一覧表 機器性能試験成績書及び取扱説明書 ※ 保証書 ※ 官公署届出書類（保守に必要とするもの） ※ 建築物の保守に関する説明書、指導案内書 ・
	⑨ 火災保険等	工事的物及び工事材料等工事施工途中の事故に伴う損害を補てんするため火災保険等に加入する。 （保険の加入期間は、工事完成引き渡しまで（概ね工期+21日）とする。）
	20 環境配慮	鳥取県公共事業環境配慮指針 ※ 対象工事 ・ 非対象工事
	21 建設リサイクル法	※ 対象工事 ・ 非対象工事
	22 鳥取県福祉の まちづくり条例	※ 対象工事 ・ 非対象工事
	23 景観形成条例	※ 対象工事 ・ 非対象工事
	24 建築物省エネ法	※ 対象工事 ・ 非対象工事
② 仮設工事	① 騒音・粉じん等の対策 [2. 2. 1. 3]	騒音・粉じん等の対策 ・ 防音パネル ・ 防音シート 防音パネル、防音シートを取り付ける足場の設置範囲 ※ 工事に必要な範囲 ・
	2 足場その他 [2. 2. 1.] [表2. 2. 1]	「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1 「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の（1）手すり設置方式又は（2） 手すり先行工事専用方式により行う。 外部足場 ・ 設置する（範囲 ※工事に必要な範囲 ・ ） ・ 設置しない 防護シート ・ 設置する（範囲 ※工事に必要な範囲 ・ ） ・ 設置しない 内部足場 ・ 設置する（※脚立、足場板等 ・ ） ・ 設置しない 材料、撤去材等の運搬方法 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 C種：利用可能なエレベーター（ ） D種：利用可能な階段（ ）
	③ 既存部分の養生 [2. 3. 1.]	養生方法等 ・ 既存部分の養生方法 ※ビニルシート、合板等による ・ 既存家具、既存設備等の養生方法 ※ビニルシート等 ・ ・ 既存ブラインド、カーテン等の養生方法 ※ビニルシート等（取外し再取付けを行う） ・ 保管場所 ※構内既存施設内 ・ ・ 固定された家具等（備品、机、ロッカー等）の移動 ※行う（図示） ・ 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれがある場合は養生を行う。また、万一損傷を与えた場合は、 受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。
	4 仮設間仕切り [2. 3. 2.]	仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所 ※図示 ・ 仮設間仕切りの種別と材質等 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示 A、B種の仕上げ材 ※石膏ボード（GGR 厚さ9.5mm） ・ 合板（普通合板 厚さ9mm） A、B種の片面への塗装等 ・ 行う ※行わない A種のガラスウール等の充填材 ※ 行う（JIS A 6301ガラスウール吸音材 2号32K 厚50mm） ・ 行わない 仮設扉の種別 ※木製（合板張り程度） ・
	5 監督職員事務所 [2. 4. 1.]	※ 設ける m程度 ・ 設けない 現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示事項による。 ・ 既存建物内の一部を使用する（場所） ・ 構内に新設する 規模（ m）
	⑤ 表示板	※ 工事表示板 記入要領 1. 書体は角ゴシックとする。 2. お問い合わせは平易な表現及び内容とし、監督職員が指示するものとする。 ・ お問い合わせ板
⑦	⑦ 工事用水	構内既存の施設 ※ 利用できない ・ 利用できる（ ※ 有償 ・ 無償 ）
	⑧ 工事用電力	構内既存の施設 ※ 利用できない ・ 利用できる（ ※ 有償 ・ 無償 ）
	9 工事用仮設物	構内既存の施設 ○ 利用できない ・ 利用できる
	10 工事現場の イメージアップ	
3 防水改修工事	1 降雨時に対する 養生方法 [3. 1. 3]	※改修標準仕様書3.1.3(5) (7)～(9)による。 ・
	2 既存防水層の処理 [3. 1. 4] [3. 2. 3、4、6]	既存保護層の撤去 ・ 行う（範囲 ・ 図示 ・ ） ・ 行わない 既存防水層の撤去 ・ 行う（範囲 ・ 図示 ・ ） ・ 行わない 露出防水層表面の仕上げ塗装の除去 ・ 行う（ ・ M4S ・ M4SI ・ M4C ・ M4DI ・ L4X） ・ 行わない 改修用ドレン ・ 設ける（ ・ POAS ・ POASI ・ POD ・ PODI ・ POS ・ POSI ・ POX） ・ 設けない

⑩
そ
の
他

⑤

(5.2.1)

(表5.2.1)

8章耐震改修工事に係る部分は除き、下記による。

表5.2.1

種類の記号	呼び名	備考
※SD295	D10、D13、D16	
※SD345	D19以上	

溶接金網

(5.2.2)

8章耐震改修工事に係る部分は除き、下記による。

表5.2.2

種類	網目寸法、鉄線の径 (mm)	備考
※溶接金網	○150×150×6Φ	
・鉄筋格子		

鉄筋の継手及び定着

(5.3.4)

8章耐震改修工事に係る部分は除き、下記による。

鉄筋の継手の方法等

※重ね継手

鉄筋の重ね継手の長さ

※40dと標準仕様書表5.3.2重ね継手の長さのうち大きい値とする。

鉄筋の定着長さ

※柱に取り付ける梁の引っ張り鉄筋の直線定着長さは40d以上とし、それ以外は標準仕様書5.3.4による。

機械式定着工法

・適用する

適用箇所

種類

・図示による

・摩擦圧接接合

・螺合グラウト固定

・嵌合グラウト固定

コンクリートの気乾
単位容積重量による
種類及び強度等

(6.2.1~4)

8章耐震改修工事に係る部分は除き、下記による。

※普通コンクリート

設計基準強度 (Fc) [N/mm ²]	スランブ (cm)	適用箇所
※ ~~18~~ ○ 18	※標準仕様書6.2.2による ○ 15	※コンクリート全て (無筋コンクリートを除く) ○ 図示による

セメント

(6.3.1)

種類

※普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種

・高炉セメントB種 G

・フライアッシュセメントB種 G

型枠

(6.8.2)

8章耐震改修工事に係る部分は除き、下記による。

せき板の材料

※ 合板 G 厚さ (※12mm)

・メッシュ型枠 (構造関係共通事項による)

・断熱材兼用型枠 25mm以下かつ熱抵抗値1m²・K/℃以上

無筋コンクリート

(6.14.1)

8章耐震改修工事に係る部分は除き、下記による。

種類

設計基準強度 (Fc)
[N/mm²]

スランブ
(cm)

施工箇所

※普通コンクリート

※ 18

※ 15

※標準仕様書6.14.1(4) (ア)～(ハ)による

セメントの種類

※普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種

・高炉セメントB種 G

・フライアッシュセメントB種 G

床コンクリート
直均し仕上げ

[8.1.4]
[表8.1.5]

仕上げる平たんさは、図示によるほか、下記による。

改修標準仕様書表8.1.5による

平たんさの種類

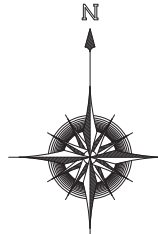
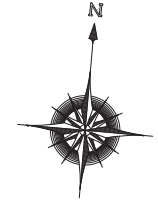
a 種	合成樹脂塗床、ビニル系床材張り (床コンクリート直均し) 合仕上げ、フリーアクセスフロア (置敷式) ()
b 種	カーペット張り、防水下地、セルフレベリング材張り ()
c 種	タイル張り、モルタル塗り、フリーアクセスフロア (支柱調整式) ()

埋戻し土

[2.1.2.2]

※B 種





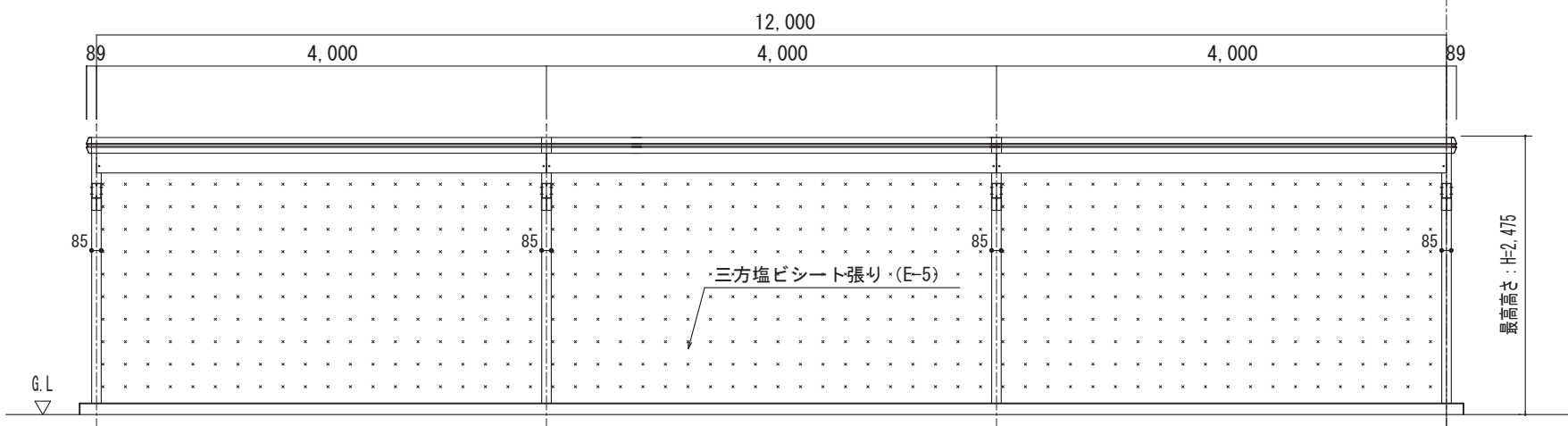
凡例

	既存建物
	申請建物

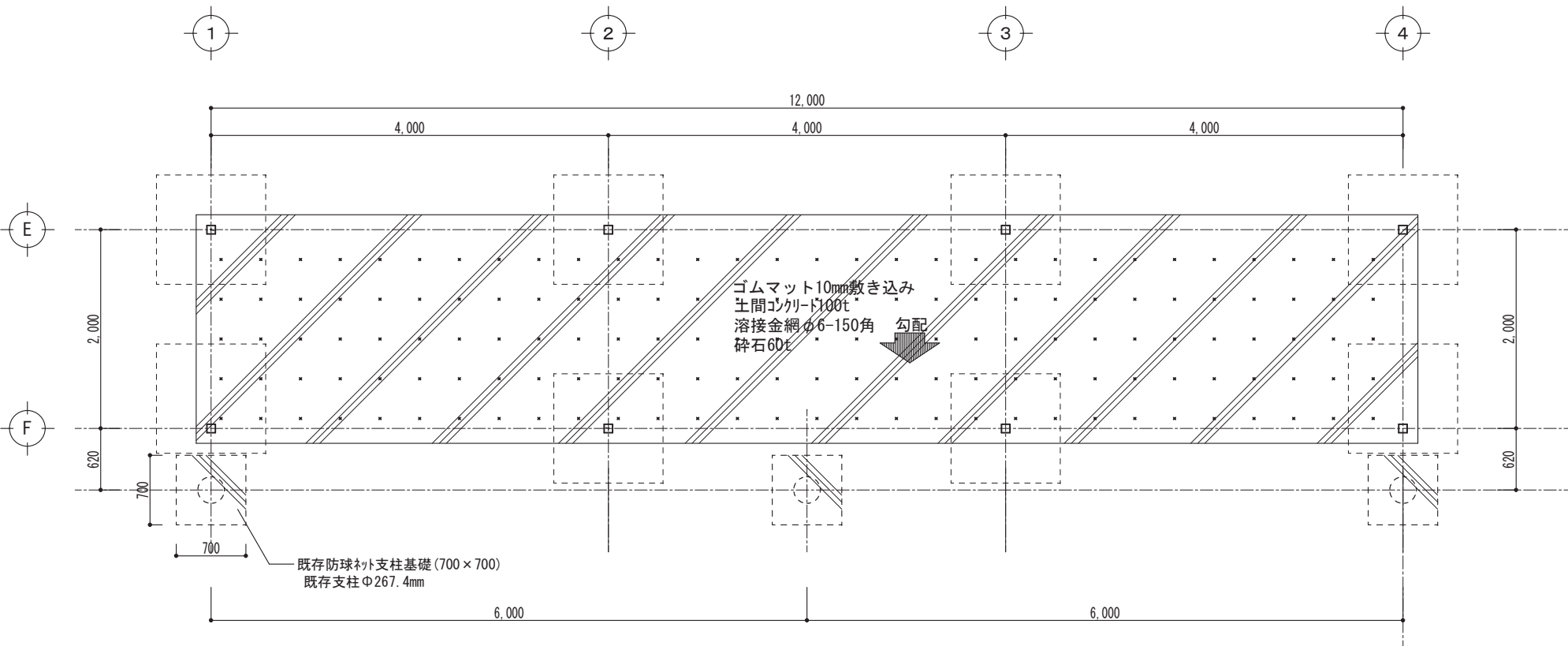
申請以外 (既存建物)

現 況 (申 請 以 外) 建 物 面 積 表								単位: m ²	
棟記号	建物名称	構造・階数	建築面積	延べ面積	棟記号	建物名称	構造・階数	建築面積	延べ面積
①	管理特別教室棟	RC-3F	988.41	2,765.65	②5	自転車置場	S-1F	17.55	17.55
②	教室棟	RC-3F	738.00	2,214.00	②6	自転車置場	S-1F	28.08	28.08
③	教室棟	RC-3F	184.02	552.06	②8	自転車置場	S-1F	14.04	14.04
④	書庫・倉庫・相談室棟	S-1F	130.85	130.85	③0	自転車置場	S-1F	35.10	35.10
⑤	渡り廊下	S-1F	17.20	17.20	③2	自転車置場	W-1F	55.00	55.00
⑥	西昇降口・電気室・物置棟	S-1F	156.05	156.05	③6	自転車置場	S-1F	84.48	84.48
⑦	渡り廊下	S-1F	30.96	30.96	③7	自転車置場	S-1F	42.12	42.12
⑧	燃料庫	CB-1F	6.75	6.75	③8	渡り廊下	S-1F	104.00	0.00
⑨	特別教室棟	RC-2F	410.43	811.40	③9	渡り廊下	S-1F	30.00	0.00
⑩	便所棟	CB-1F	35.52	30.80	④0	渡り廊下	S-1F	115.50	0.00
⑪	記念館	RC-2F	306.63	576.36	④1	体育館・柔剣道場	RC/S-2F	801.25	1,198.80
⑫	屋内練習場	S-2F	447.41	648.17	④2	自転車置場 1	W-1F	57.76	57.76
⑬	ポンペ庫	CB-1F	1.89	1.89	④3	自転車置場 2	W-1F	50.54	50.54
⑭	図書館・専攻科棟	RC-2F	468.00	876.00	④4	自転車置場 3	W-1F	36.10	36.10
⑮	渡り廊下	S-1F	70.00	0.00	④5	自転車置場 4	W-1F	43.32	43.32
⑯	交流創作ホール棟	S-1F	144.00	144.00	④6	ブル更衣室	W-1F	180.00	152.10
⑰	部室棟	S-2F	378.00	793.39	④7	プールサイド 日除け	S-1F	10.80	0
⑱	体育館	S-1F	1,943.23	1,699.00	④9	南側日除け	S-1F	16.00	0
⑳	渡り廊下	S-1F	285.53	0.00		小 計		1721.64	1814.99
	小 計		6742.88	11454.53	G	倉庫(1)	S-1F	9.66	9.66
					H	倉庫(2)	S-1F	4.62	4.62
					I	倉庫(3)	S-1F	9.45	9.45
					J	倉庫(4)	S-1F	13.16	13.16
					K	ダッグアウト(一塁側)	S-1F	24.00	24.00
					M	倉庫(5)	S-1F	9.98	9.98
						小 計		70.87	70.87
					合 計			8535.39	13340.39
					敷地面積				* 46,518.80m ²

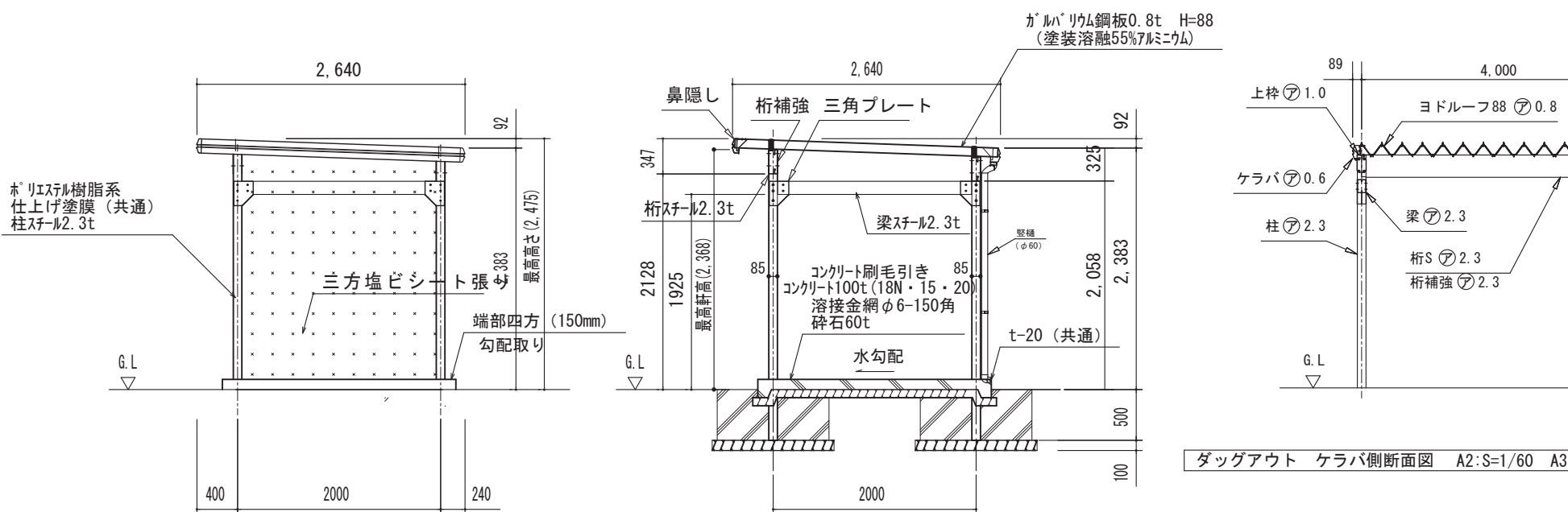
* 申請用敷地面積とする (CAD拾いによる)
(不燃開放廊下である為、渡廊下は床面積に算入しない)
CAD JWCAD Version8.25による



ダッグアウト西側立面図 A2:S=1/60 A3:S=1/85



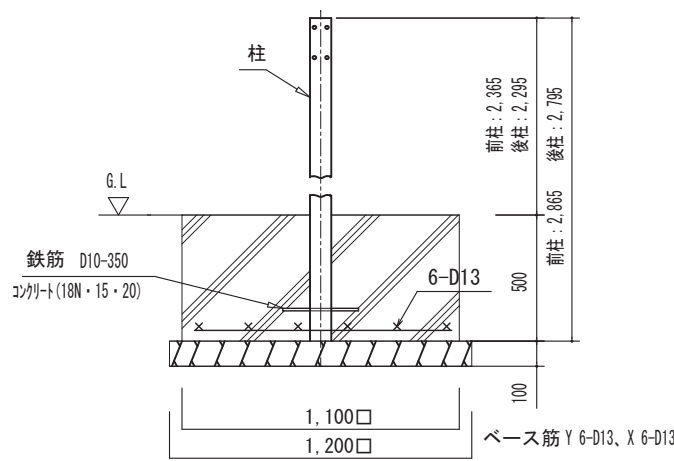
平面図 A2:S=1/60 A3:S=1/84



ダッグアウト南側立面図 A2:S=1/60 A3:S=1/84

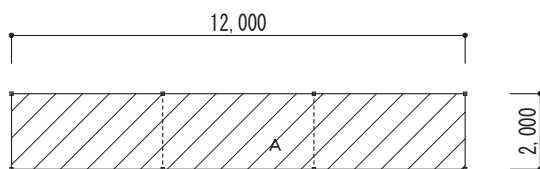
ダッグアウト断面図 A2:S=1/60 A3:S=1/84

ダッグアウト ケラバ側断面図 A2:S=1/60 A3:S=1/84



基礎断面詳細図 A2:S=1/30 A3:S=1/42

申請建物(三塁側ダッグアウト)
最高高さ : H=2,475
最高軒高 : H=2,368



申請建物求積図
A2:S=1/200 A3:S=1/282

申請建物 求積図					㎡		
	計算式		建築面積	1F床面積	延べ床面積		
A	2,000 × 12,000	= 24,000	24,000	24,000	24,000		
小計			24,000	24,000	24,000		